

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2024年3月27日

独立行政法人国際協力機構  
横浜センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00841000000
調達件名	2024-2026年度課題別研修「海上交通安全（国際認定VTS管制官コース）」に係る研修委託契約にかかる研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2024年6月3日～2025年1月31日 （特段の問題がない限り、2025年度、2026年度も単年度ごとに契約する）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	一般財団法人 日本航路標識協会
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2024年4月10日 正午
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicott1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>

以上

## 2024-2026 年度課題別研修「海上交通安全（国際認定 VTS 管制官コース）」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた海上保安分野（海上交通安全）の開発の中核を担う人材に対し、国際航路標識協会（IALA）が定める訓練カリキュラム（R0103）に基づく講義及び実習により、船舶通航サービス（VTS）管制官としての資格認定を受け、且、海上交通に関連する国際条約や国際機関との VTS 業務の関係を理解し、海域環境に応じた VTS 業務の多様な役割の理解を達成するべく、VTS に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 日本航路標識協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、本コースを通して研修員が取得する国際認定 VTS 管制官（R0103）の認定国際機関である IALA より、在外補完研修の実施先であるマレーシア運輸省海事訓練センター（MATRAIN）での実施機関として唯一認定されており、且、MATRAIN 及び ASEAN 各国に当管制官訓練用として整備した設備並びに教材の知的財産権に基づく特殊な技術や知見が有る唯一の機関である。また、VTS 管制官コースや海上交通・航路標識に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学公民から多様な講師を招へいでき、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2026 年度課題別研修「海上交通安全（国際認定 VTS 管制官コース）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度）：  
2024 年度技術研修期間（予定）  
全体受入期間：2024 年 8 月 26 日（月）～2024 年 12 月 15 日（日）  
技術研修期間（オンライン研修）：2024 年 8 月 26 日（月）～2024 年 9 月 27 日（金）  
技術研修期間（在外補完研修）：マレーシア運輸省海事訓練センター（MATRAIN）  
2024 年 11 月 3 日（日）～2024 年 11 月 30 日（土）  
技術研修期間（訪日研修）：2024 年 12 月 1 日（日）～2024 年 12 月 15 日（日）  
（2025 年度以降の実施時期は今後調整する）
- (4) 契約履行期間（2024 年度予定）：2024 年 6 月 3 日（月）から 2025 年 1 月 31 日（金）まで  
※2025 年度、2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

### (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

  - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報という。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

案件受託上の条件として、2024 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2024 年 4 月 10 日（水）正午
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書
	提出書類	参加意思確認書（別紙 3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	電子メール
(2) 審査結果の通知	通知日	2024 年 4 月 12 日（金）
	通知方法	電子メール又は郵送

(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	電子メール
	請求締切日	2024 年 4 月 17 日 (水)
	回答予定日	2024 年 4 月 30 日 (火)
	回答方法	電子メール

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2024-2026 年度課題別研修「海上交通安全（国際認定 VTS 管制官コース）」  
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募資格（2）その他の要件を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 課題別研修「海上交通安全（国際認定 VTS 管制官コース）」

(2) 2024 年度技術研修期間（予定）

全体受入期間：2024 年 8 月 26 日（月）～2024 年 12 月 15 日（日）

技術研修期間（オンライン研修）：2024 年 8 月 26 日（月）～2024 年 9 月 27 日（金）

技術研修期間（在外補完研修：マレーシア運輸省海事訓練センター（MATRAIN））

2024 年 11 月 3 日（日）～2024 年 11 月 30 日（土）

技術研修期間（訪日研修）：2024 年 12 月 1 日（日）～2024 年 12 月 15 日（日）

（2025 年度以降の実施時期は今後調整する）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：10 名（応募状況や選考結果により数名の増減可能性あり）

2) 研修対象国（予定人数）：5ヶ国

インドネシア（1名）、カンボジア（1名）、タイ（1名）、バングラデシュ（1名）、ベトナム（1名）

3) 研修対象組織：海上交通の安全確保を任務とする公的機関を対象組織

4) 研修対象者：

1) 海上交通の安全確保を任務とする機関の実務者で、所属組織

において船舶通航サービス（VTS）に関連する業務を任務とする者、または今後その任務を負う見込みのある以下の条件を満たす者。

2) 海上交通分野の職歴 3 年以上の者

3) 年齢 45 歳未満の者

4) 高校卒業程度以上の学力を有する者

5) 実習に耐えうる心身ともに健康な者

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

本コースは、安全で自由な移動という JICA 運輸交通グローバル・アジェンダの目的達成に資するプログラムである。海上における人命の安全に関する国際条約（SOLAS）の規則 V/12 で、船舶通航サービス（VTS）は、「海上における人命の安全、航行の安全及び効率並びに海洋環境の保護に寄与する。」と定義されている。本研修では、国際航路標識協会（IALA）が定める訓練カリキュラム（R0103）に基づく実習を通じて、VTS 管制官として必

要な知識・技能を習得するとともに、日本・マレーシア両国における講義、施設見学、現場実習等を通じて、異なる海上交通環境下におけるVTSセンターの運用事例や人材育成システム等についての知見を深め、自国の現場で活用できることを目指す。

マレーシアにおいては、日ASEAN統合基金（JAIF）により設立した研修施設によりVTS管制官の国際的な資格が取得できるほか、我が国においては、海上保安庁より、海上交通の安全確保に関して、高度かつ専門的な知識・技能・ノウハウを有する本邦の取り組みについて学ぶことで、研修参加各国におけるVTSセンター運用の即戦力となるVTS管制官の育成を目指す。また、海上交通の安全確保に係る自国の課題解決に向けたアクションプランが研修参加者と我が国の研修関係者内で共有されることで、国際的な人的ネットワークの強化を目的としている。

（6）案件目標（アウトカム）

参加国における船舶通航サービス（VTS）センター運用の即戦力となる VTS 管制官を育成し、海上交通の安全確保に係る自国の課題解決に向けたアクションプランが研修参加国で共有され、国際的な人的ネットワークが強化される。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 国際航路標識協会（IALA）が定める訓練カリキュラム（R0103）、に基づく講義及び実習より、船舶通航サービス（VTS）管制官としての資格認定を受ける。
- 2) 海上交通に関連する国際条約や国際機関との VTS 業務の関係を理解する。
- 3) 海域環境に応じた VTS 業務の多様な役割を理解する。
- 4) 自国の海上交通に関する課題解決を目指すアクションプランが作成され、各国に共有される。
- 5) 日本国内における施設見学及び実習を通じて、日本の海上交通安全分野の体制について理解を深め自国での運用の参考とする。
- 6) 研修生同士の交流を通して将来的な各国の連携強化に貢献する。

（8）研修内容

1) 研修項目：

	単元目標	想定される研修項目
1	IALA の定める訓練カリキュラム（R0103）に基づく講義・実習を理解し資格認定を受ける。	・ IALA の VTS 管制官コース 海上交通基礎講座及び実技訓練の実施、並びに評価試験を受ける。 （1）通信調整と相互作用 （2）法的枠組み （3）VTS の提供 （4）航海知識 （5）設備 （6）人的要因 （7）緊急事態
2	海上交通に関連する国際条約や国際機関との VTS 業務の関係を理解する。	・ IALA の VTS 管制官コース 海上交通基礎講座「科目：同上」

3	海域環境に応じたVTS業務の多様な役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カントリーレポート発表</li> <li>・ 日本の海上交通制度の紹介</li> <li>（1）海上交通法規</li> <li>（2）海域の特徴</li> <li>（3）教育制度</li> <li>（4）運用要領</li> <li>（5）安全監査制度</li> <li>（6）航路指定制度</li> <li>（7）海の安全情報</li> <li>（8）民間企業による船舶の運航支援</li> </ul>
4	海上交通に関する課題解決を目指すアクションプランが作成され、各国に共有される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修全体を通してのアクションプラン作成及び発表</li> </ul>
5	日本国内における施設見学及び実習を通じて、日本の海上交通安全分野の体制について理解を深め自国での運用の参考とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国内における航路しょう戒業務実習</li> <li>・ 海上交通センター視察</li> <li>・ 教育施設視察</li> <li>・ 機器メーカー視察</li> </ul>
6	研修生同士の交流を通して将来的な各国の連携強化に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修員カントリーレポートの発表、アクションプラン作成・発表、Expert Group Meeting への参画等により研修を通じて各組織の職員及び研修員との交流を介し人的ネットワークを構築する。</li> </ul>

## 2) 研修方法：

### 1) オンライン研修：

- ① クラウド上に構築したEラーニングシステムを使用して、海事英語能力及び海上交通基礎講座（IALA VTS 管制官コース 研修項目(1)～(4)）の要点を説明する。
- ② 自習教材による研修員の学習を補助するとともに、自習内容に関しての研修員からの質問に対応する。
- ③ 研修員の理解度を確認するための試験を実施する。

2) 在外補完研修：VTS 管制官としての技能・能力向上を図るためシミュレーション実習を行い実技訓練（IALA VTS 管制官コース 研修項目(1)～(7)）の理解を深める。

### 3) 訪日研修：

- ① 在外補完研修の成果をもとに海上交通環境が複雑な海上保安庁が実施する VTS 現場における知見を習得することにより、VTS 管制官としての能力向上を図る。
- ② 各研修員の問題意識について研修員・日本関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとしてアクションプランの作成、課題レポートの発表・討議の場を設ける。

③IALA R0103 による VTS 管制官認証を行うため評価試験を実施し、合格者に対して IALA VTS 管制官トレーニングコース証書を発給する。

※当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行います。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。ただし、研修監理員の配置・報酬支払等にかかり、受託者側の業務内包化とすることも可能とします。

### 3) 当機構が実施するプログラム

研修プログラムは、本コース協力省庁である国土交通省海上保安庁と弊機構で調整済みであり、研修日程（案）も以下の事項を含め調整済みである。技術研修以外に当機構が実施する内容も研修委託業務範疇とする。

① ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5 日間

受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明サポート

② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：1 時間

当該研修の関係者紹介、全体日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラム及び構成に係る説明、その他研修実施に必要な事項について研修員に説明する。受託者は、機構と共にプログラムオリエンテーションを実施、サポートする。

③ 評価会、閉講式：2 時間（離日前日）

(4) 日本文化理解（付帯業務）：0.5 日間（来日翌営業日以降）

日本文化理解促進につながる視察、0.5 日間（学校訪問・市民参加事業）等の実施サポート。

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024 年 6 月 3 日（日）から 2025 年 1 月 31 日（金）まで（2024 年度）

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

1) 研修員に対し、研修目標達成のために国際航路標識協会（IALA）が定める訓練カリキュラム（R0103）、に基づく講義及び実習を実施し、船舶通航サービス（VTS）管制官としての国際資格認定を受けさせる。また、講義・実習・視察を通し、海上交通に関連する国際条約や国際機関との VTS 業務の関係を理解させ、海域環境に応じた VTS 業務の多様な役割を理解させる。

2) 研修生同士の交流を通して将来的な各国の連携強化に貢献する海上交通についての日本の事例を紹介し、日本国内における施設見学及び実習を通じて、日本の海上交通安全分野の体制について理解を深め自国での運用の参考とさせる。

- 3) 研修員が本研修を通して、研修員の自国の海上交通に関する課題解決を目指すアクションプランが作成され、研修参加各国に共有される。

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
  - 2) 講師・見学先・実習先の選定
  - 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
  - 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
  - 5) 講師・見学先への連絡・確認
  - 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
  - 7) 講義室・会場等の手配
  - 8) 使用資機材の手配
  - 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
  - 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
  - 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
  - 12) 講師・見学先への手配結果の報告
  - 13) 研修監理員との連絡調整
  - 14) プログラムオリエンテーションの実施
  - 15) 研修員の技術レベルの把握
  - 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
  - 17) 研修員からの技術的質問への回答
  - 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
  - 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
  - 20) 閉講式実施補佐
  - 21) 研修監理員からの報告聴取
  - 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
  - 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
  - 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- ※【青年研修の場合】「16. 研修員作成の技術レポート等の評価」を「16. 研修員及び同行者の国内移動手配」に置換（受託者で実施しない場合は置換不要）。

### (4) 研修受託上の工夫

遠隔研修、在外補完研修（マレーシア運輸省海事訓練センター）、訪日研修を通し、本研修目標に達成したことが判る研修運営を実施のこと。

## 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。ただ

し、JICA 研修監理員の業務を研修受託機関が内包化してもよい。

- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。ただし、研修受託機関が内包化してもよい。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上